

# 公衆トイレネーミングライツ公募要項

## 1 公募の趣旨

公衆トイレの美化及び公衆トイレにおける利用マナーの向上、並びに公衆トイレを含めた周辺地域の魅力向上や活性化に資するため、公衆トイレへのネーミングライツ(命名権)について、スポンサーの公募を行います。

## 2 公募主体

横浜市

## 3 応募できる者

政治団体・宗教団体、公職にある者が役員を務める団体及び横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者を除き、自らスポンサーになることを希望する事業者・団体が応募できます。なお、命名権等の転貸借は認めません。

## 4 ネーミングライツ対象施設

市内公衆トイレ15か所（「令和6年度公衆トイレネーミングライツ募集対象トイレ一覧」のとおり）

※1者あたりの応募箇所数に上限はありません。

## 5 ネーミングライツによる愛称付与について

- (1) 公衆トイレの愛称として、スポンサーの企業名や商品(ブランド・キャラクター)名等とロゴマークを付与することができます。ただし、ロゴマークのみの表示はできません。また、1か所あたりに付与できる企業名または商品名等はいずれかひとつに限りません。

※企業ロゴは、スポンサー企業となる者が権利を有する登録商標を原則とします。

- (2) ロゴマークを除く肖像や写真を愛称に含めることはできません。
- (3) 愛称名には、「トイレ」を残してください(英語表記も可とします)。  
また、利用者の混乱を招くような愛称は付与できません。  
(例：複数か所の公衆トイレに、全く同じ愛称を付ける、  
横浜駅の公衆トイレに「関内駅公衆トイレ」という愛称を付ける等)
- (4) 同じ表現を繰り返し使用することはできません。  
(例：横浜横浜横浜トイレ、横浜ヨコハマよこはまトイレ等)
- (5) 契約後、市は愛称を積極的に使用しますが、市会議案などにおいて必要な場合は、愛称ではなく施設名称を使用するものとします。
- (6) 御提案いただいた愛称については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会(以下、「導入検討会」という。)における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、申込者に対して愛称の再提案を求める場合がありますので御了承ください。
- (7) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

## 6 スポンサーメリット

スポンサーメリットは以下の表のとおりです。

	スポンサーメリット	内 容	備 考
1	施設外面への愛称の標示	詳細は、「7 施設外面への愛称名の表示の設置基準」に記載のとおりです。	製作・設置・撤去費用等は申込者の負担となります。また、契約終了後は原状復帰していただきます。
2	施設内部における装飾変更等	詳細は、「8 施設内部における装飾変更等について」に記載のとおりです。	製作・設置・撤去費用等は申込者の負担となります。また、契約終了後は、原状復帰していただきます。 (横浜市が認めたものは、この限りではありません。)
3	広報媒体やホームページ等による広報	横浜市の広報印刷物やホームページ等広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載の変更をします。	
4	関係機関への愛称使用の周知、働きかけ	市が関係機関に愛称の使用を働きかけます。	
5	施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの(施設の利用、施設内部における広告の掲出など)	協議により決定します。	

## 7 施設外面への愛称名の表示の設置基準

- (1) 愛称の表示は、壁面に行うもの(公衆トイレの機能を損なう場所は不可)とし、原則1か所とします。袖看板や屋上看板等を増設することはできません。また、愛称以外の表示はできません。
- (2) 表示面積は、5㎡以下かつ他の広告物(案内サイン、ピクトグラム等)と合わせて1面につき当該面の総面積の10分の3以内とします。  
※桜木町駅前公衆トイレについては、みなとみらい21中央地区都市景観協議地区の対象となるため、壁面部分の面積の15%以下の大きさのものとしします。
- (3) ロゴの大きさは表示面積の1/10までとします。
- (4) 文字色・ロゴ・背景の色は、蛍光色、反射性のある色、周辺の景観と調和しないものは不可とします。
- (5) 背景色は、単色を基本とします。  
※各公衆トイレの立地により、都市景観協議地区や街づくり協定の対象地区となっている場合があります。愛称表示の色彩等についての規定が異なります。別紙「令和6年度公衆トイレネーミングライツ募集対象トイレ一覧」を参照の上、それぞれの計画を御確認ください。
- (6) 文字の大きさは、最大40cm角、最小20cm角とします。
- (7) デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
- (8) 愛称の表示について横浜市屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、同条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
- (9) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する表示はできません。
- (10) 横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等に準じ

ていない、周辺地域への影響が大きい、愛称表示としての妥当性が認められない等の場合には、御提案いただいたデザイン・設置方法等の変更等を求める場合があります。

なお、デザイン・設置方法等の変更等を求めた場合でも、提案価格の変更はできませんので御了承ください。

## 8 施設内部における装飾変更等について

- (1) 公衆トイレ内部（屋外から見えない範囲又は建築確認上の床面積の範囲に限る）においては、ポスターの設置、壁面色の変更、ラッピング等を掲出・設置することができます。
- (2) 掲出・設置内容等については、横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準を遵守してください。
- (3) 公俗良序に反する、公衆トイレの維持管理に支障がある、建物の構造上設置が難しい等により、御提案いただいたデザイン・設置方法の変更等を求める場合があります。
- (4) いたずらや摩耗による掲出・設置物の破損等については、本市と協議の上、原則として申込者負担で交換、修理をしていただきます。

## 9 契約条件

- (1) 契約金額  
「令和6年度公衆トイレネーミングライツ募集対象トイレ一覧」のとおり
- (2) 愛称の使用期間  
3年間
- (3) 愛称の使用開始時期  
令和7年4月1日以降、諸条件が整い次第、契約開始となります。
- (4) 施設の利用状況の改善や魅力向上、周辺地域の美化に資する提案  
スポンサーとして実施いただく、公衆トイレの利用状況の改善や魅力向上、周辺地域の美化に資する御提案ください。  
なお、優先交渉権者の選定にあたっては、御提案に関して、本市から具体的な内容や記載の趣旨等を追加で確認させていただくことがあります。
- (5) 愛称表示等にかかる費用負担  
ネーミングライツ導入時及び契約終了時等における、施設壁面への愛称表示等の製作・設置・撤去・原状復帰費用等は申込者の負担となります。その他、必要事項については、協議により決定します。
- (6) 施設内部の装飾変更等にかかる費用負担  
施設の維持管理に支障のない範囲で、トイレ内部の装飾等を変更できます。  
ただし、ネーミングライツ導入時及び契約期間満了時等における、施設内部の装飾変更等にかかる製作・撤去費用等は、申込者の負担となります。また、契約終了後は原状復帰していただきます。

## 10 応募方法

別紙1、2に必要事項を御記入の上、11に掲げる必要書類を持参、郵送又は電子メールにて応募してください。なお、1者で複数か所応募する場合は、応募する公衆トイレごとに別紙1、2を作成の上、御提出をお願いします（(3)から(6)は複数か所分御用意いただく必要はありません）。

## 11 必要書類

- (1) 別紙 1
- (2) 別紙 2
- (3) 印鑑証明書
- (4) 応募する団体の概要及び直近 3 か年の決算報告
- (5) 登記事項証明書
- (6) 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税（直近 1 年間分）】

## 12 公募期間

令和 6 年 12 月 5 日（木）午前 10 時 00 分から 12 月 27 日（金）午後 5 時 00 分まで  
※郵送の場合の締切りは、12 月 27 日（金）の消印有効とします。

## 13 選定方法

公募期間終了後、導入検討会における検討の結果等を踏まえ、希望契約金額を基本に、施設の利用状況の改善や周辺地域の美化に資する御提案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議した上で契約を締結します。

導入検討会における検討項目及び検討のポイントは、別紙 3 を参照してください。

## 14 愛称名の使用開始までの流れ

※予定は変更となる可能性があります。

手続きの流れ	スケジュール（予定）
①応募	～令和 6 年 12 月 27 日（金）
②書類審査	令和 7 年 1 月～ 2 月
③導入検討会による検討	
④優先交渉権者の選定	
⑤関係者及び市民への意見聴取	令和 7 年 2 月
⑥導入検討会による検討	令和 7 年 3 月
⑦契約相手方の決定及び契約締結	令和 7 年 4 月
⑧愛称の周知期間	令和 7 年 4 月～
⑨愛称の使用開始	令和 7 年 4 月～

## 15 応募・問合せ先

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市資源循環局街の美化推進課 担当：佐藤、望月

T E L : 045-671-2555

F A X : 045-663-8199

E-mail : [sj-toilet@city.yokohama.lg.jp](mailto:sj-toilet@city.yokohama.lg.jp)

年 月 日

横浜市長

団 体 名 :  
所 在 地 :  
代表者職氏名 :

印

別紙のとおり、【●●】へのネーミングライツについて応募します。

(連絡先)

団体名 :  
所在地 :  
担当者氏名 :  
電話番号 :  
e-mail :

別紙 2

<p>1 応募する団体等</p>	<p>名称： 代表者名： 所在地： (登録簿上の本店所在地)</p>
<p>2 応募趣旨</p>	
<p>3 ネーミングライツを希望する施設の名称 (「令和6年度公衆トイレネーミングライツ募集対象トイレ一覧」から該当の施設名を御記入ください)</p>	
<p>4 愛称案※  愛称表示の色調や掲出イメージ(現時点で具体的なイメージを御記入ください。パースやイメージ図を別添していただいても構いません)</p>	
<p>5 希望契約金額(年額・税抜)</p>	円
<p>6 施設の利用状況の改善や周辺地域の美化に資する提案(頻度、内容等について、具体的に御記入ください。)</p>	<p>例：月1回の公衆トイレ周辺の清掃活動。 ( )</p>
<p>7 内部装飾の希望の有無(具体的なイメージを御記入ください。パースやイメージ図を別添していただいても構いません) ※</p>	<p style="text-align: center;">有・無</p> <p>例：壁面を花柄にする。 ( )</p>
<p>8 その他(希望するスポンサーメリット等)</p>	

※ 募集要項5、7に記載のとおり、今後の調整により変更を求める場合があります。

横浜市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

### 別紙3

#### 検討項目及び検討のポイント

##### ① 応募団体

###### 【ポイント】

- ・応募資格にあてはまるか
- ・経営は健全か など

##### ② 応募の趣旨

###### 【ポイント】

- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

##### ③ 愛称名の案

###### 【ポイント】

- ・市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか
- ・公衆トイレの管理運営に支障が生じないか など

##### ④ ネーミングライツの対価

###### 【ポイント】

- ・提案金額は妥当か など

##### ⑤ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

###### 【ポイント】

- ・提案内容がふさわしい内容か
- ・実現可能な内容か
- ・市等の関係機関が対応可能な内容か など

##### ⑥ スポンサーメリットに関すること

###### 【ポイント】

- ・提案内容が関連法令等に適合する内容か など

##### ⑦ 市民及び関係者からの意見聴取の結果

##### ⑧ その他、検討において必要な事項